

## 第3回射水市政治倫理条例検討委員会 会議概要

### 1 開催日時

平成25年12月24日(火)午後4時から午後4時50分まで

### 2 開催場所

射水市役所小杉庁舎4階 402会議室

### 3 出席者

委員 樋口委員長、鈴木委員、山本委員

事務局 行政管理部総務課 稲垣次長、島木課長、久々江課長補佐、白川主任

### 4 欠席者

なし

### 5 議事

#### (1) 射水市長等政治倫理条例【案】について

### 6 会議資料

- ・ 射水市長等政治倫理条例【案】  
【参考資料】・ 行政委員等委員任期一覧

### 7 会議記録

〔条例の対象者について〕

- ・ 教育長は、地方自治制度改革により収入役ポストが廃止されたことに伴い、自治体のトップマネジメントの一端を担っているという背景があることを踏まえる必要がある。
- ・ 教育長が条例案第4条に規定する政治倫理基準にどう関与する可能性があるかという観点から考えると、教科書の採択、指定管理者の指定選考、教職員(事務局)人事、兼業行為等が想定されるなど、当該基準に対して全く無関係とまでは言えず、教育長を対象者に含めるのがよいのではないか。

〔政治倫理基準について〕

- ・ 条例案の第4条第5号「職員の採用等、人事に関し、推薦又は紹介をしないこと。」について、市長は採用及び人事に係る人事権を持っており、それを否定するものではない。一方、採用について市長が推薦すれば、他の人は意見を言えない状況になることも考えられ、人事権を持っているからこそ、当該禁止規定が必要ではないか。
- ・ 市長が、職員の能力に応じた抜てき人事をするのは人事権の範ちゅうであり、不正には当たらないだろう。
- ・ 市長又は教育長は、そもそも人事権を持っているので、人事に関することについて、

市長等の政治倫理条例に規定するのはそぐわないが、議員の政治倫理条例には当該規定を加えるべきではないだろうか。

〔政治倫理審査会について〕

<委員の委嘱について>

- ・ 委員の委嘱に関し、議会の同意を得ず、市長が委嘱した政治倫理審査会にどのくらいの実効性が担保されるだろうか。そのような意味からも、議会の同意を得ておくことには合理性があると思う。
- ・ 議員の政治倫理条例が制定されれば、政治倫理審査会は議員の方の条例の審査会を兼ねるものと思われるので、この点についても考慮する必要がある。議会の同意を得て市長が委嘱することにより、市長と議会双方の信任を得ることができ、議員の政治倫理条例が制定された際にも効力を有するのではないか。

<委員の任期について>

- ・ 法律に規定のない委員の任期については、法律に規定のある行政委員と比べて短く、一般的には2年が多いと思われる。
- ・ 委員の再任を妨げることはないので、任期は2年としても支障はないと思われる。

<審査会の職務について>

- ・ 条例案の第6条第1項第3号について、審査会が、諮問されていない事項を市長に対して「勧告」することが実務上できるのか疑問に感じる。
- ・ 審査会が審査案件以外の部分について意見を述べる根拠があってもよいと思うが、「勧告」という言葉は強すぎるのではないか。「建議」とすればどうか。